## 特別清算終結

**平成２４年（ヒ）第２号**
新潟市北区太夫浜字向山3308番４
清算株式会社　ティアンドエス食品株式会社
代表清算人　宮崎　恭三
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所第１民事部

## 特別清算協定認可

**平成２４年（ヒ）第１００１号**
山形県鶴岡市勝福寺字根木**瀦**162番地
清算株式会社　赤川スポーツランド株式会社
代表清算人　池田　徳博
１　決定年月日　平成24年７月27日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、会員名簿に記載された預託金債権者757名及び一般債権者１名に対し、本協定の認可の決定が確定してから１ヶ月以内に、換価代金から必要経費を控除した残額を、協定債権額の11.1370パーセントの割合に応じて支払う。
２　各協定債権者は、清算株式会社に対し、清算株式会社から前項の金員の弁済を受けたときは、協定債権から弁済額を控除した残金につき、その債権を放棄する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要経費を控除した残額を協定債権の割合に応じて支払う。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
４　協定債権に対する割合弁済において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
５　協定による弁済は、協定債権者が特定した金融機関預金口座に対し、振込送金手続により実施する。
山形地方裁判所鶴岡支部

## 監 督 命 令

**平成２４年（再）第２号**
山梨県甲府市下曽根町3400番地９
再生債務者　株式会社甲信不二フード
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　甲府市北口１－１－８　甲府北口ビル　古屋法律会計事務所　弁護士　古屋　俊仁
平成24年７月27日　甲府地方裁判所民事部

## 再生手続開始

**平成２４年（再）第９号**
大阪府茨木市横江２丁目８番43号
再生債務者　株式会社嶺井運輸
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月28日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年10月３日から平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 再生計画認可

**平成２３年（再）第２２号**
大阪市西区立売堀１丁目14番20号、開始決定時の本店所在地大阪府豊中市勝部１丁目82番１
再生債務者　株式会社ゼロム
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年７月25日
大阪地方裁判所第６民事部

## 再生手続終結

**平成２３年（再）第２号**
長野県千曲市大字八幡3297番地の２
再生債務者　ちくま管財株式会社（旧商号長野工業株式会社）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年７月27日　長野地方裁判所民事部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２４年（再イ）第２５号**
長崎県西海市西彼町小迎郷2247番地１
再生債務者　**蒔**田　正彦
１　決定年月日時　平成24年７月24日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月28日から平成24年９月11日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

**平成２４年（再イ）第１３０号**
名古屋市中川区山王２丁目３番Ｓ―605号
山王住宅
再生債務者　中野　善朗
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月16日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月23日から平成24年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（再イ）第１４７号**
名古屋市緑区有松南501番地　シンフォニアみなみが丘Ａ―1401
再生債務者　内田　　徹
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月16日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月23日から平成24年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（再イ）第３３号**
愛知県安城市今池町１丁目６番７号　藤和シティホームズ新安城602
再生債務者　森　　康雄
１　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月16日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月23日から平成24年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

**平成２４年（再イ）第２７号**
長崎県長崎市金堀町30番６号　福島アパート２Ｆ
再生債務者　松山　徳寿
１　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月16日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月30日から平成24年９月13日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

**平成２４年（再イ）第２８号**
長崎県長崎市田中町1030番地　ハイツＫＩＫＯ―１号
再生債務者　遠矢　博文
１　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月16日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月30日から平成24年９月13日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

**平成２４年（再イ）第３７号**
愛知県豊田市柿本町２丁目７番地２　オーケーズ豊田西504号
再生債務者　塚脇　令治
１　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月17日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月24日から平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

**平成２４年（再イ）第４５号**
兵庫県西宮市西宮浜４丁目10番５―303号
再生債務者　村山　昌人
１　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月17日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月24日から平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

**平成２４年（再イ）第５６号**
兵庫県尼崎市崇徳院３丁目２番地　グラン・コート尼崎西201号
再生債務者　三上　正祐
１　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月17日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月24日から平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部